

權利實現と救済

— 較差是正訴訟の検討から (二)

嘉藤 亮

目次

はじめに

一 アメリカ選挙法と投票価値の平等

(一) アメリカにおける選挙権と投票価値の平等

(1) アメリカの選挙権・概観

(2) 選挙権と投票価値の平等

(二) アメリカにおける投票価値の平等と司法判断

(1) 投票価値の平等と司法判断適合性(以上第四九卷第一・二・三合併号)

(2) 一人一票原則の確立と救済

(3) その後の判例の変遷

(4) 小括(以上本号)

二 その他のアメリカ選挙法分野における司法の対応
三 日本における投票価値の平等と救済
おわりに

(二) アメリカにおける投票価値の平等と司法判断

(2) 一人一票原則の確立と救済

① Gray v. Sanders⁽¹⁾

Baker v. Carr 事件において、連邦最高裁は投票価値の不平等に関する紛争へと司法が関与する途を切り拓いた。しかし、確かに Baker 判決により、最高裁は、悪しき議席配分 (malapportionment)、ないしは人口が不均衡な選挙区割りに関する不服を司法判断適合的な争訟としたものの、当該判決は、このような不均衡な選挙区割りが憲法適合的であるかどうかそのものについての判断を示したものではなかった。さらに言えば、それが違憲とされる判断基準ないし原則の確立には至らなかった。Baker 判決以後、実際にどのような基準に基づき、如何なる選挙区割りが憲法適合的であるかが問題とされ、その判断へと司法が深く関わることになったのである。

そうした機会は、早くも Baker 判決の翌年に訪れる。Gray v. Sanders では、ジョージア州における連邦上院議員と州の公選職員の指名に関する民主党の予備選挙のあり方が問題とされた。ジョージア州では、カウンティ単位での投票方式 (county unit system) を採用していた⁽²⁾。州都である Atlanta を含む Fulton カウンティは、現在でも州内で最も人口が多い地域であるが、いかに人口が多くなるうとも、この投票方式による限りは六票のみが認められるに過ぎない。他方で、Echoles カウンティは、人口が最も少ない地域であったが、少なくとも二票が配分されることになり、両者の人口あたりの投票価値の較差は約一対九八・八五に至っていた (その後の法改正により約一四・八三へと縮減された)⁽³⁾。そこで、Fulton カウンティに居住する市民らが、州務長官や州の民主党執行委員長らを被告として、このような制度に基づく選挙の実施が平等保護条項やデュープロセス条項に違反する等主張し、その違憲宣言と選挙の実施

等の差し止めを求めた。被告側は、カウンティ単位での投票方式が大統領選挙において利用される選挙人制度に類似したものであって、都市と地方間での投票力の合理的な均衡を図るために採用されたものであると主張していた。⁽⁴⁾

連邦地裁は、*Beck* 判決に依拠して、事件の司法判断適合性を肯定し、原告の当事者適格を認め、州内での民主党予備選挙が修正一四条の適用を受ける「州の行為」であることを認定した。その上で本案について、州議会が原告の提訴後速やかに法改正に及んだ努力を肯定的に評価しつつも、カウンティ単位の投票方式が平等保護条項に違反するものであるとして選挙の実施を差し止める中間的インジャンクションを発令した。但し、当該インジャンクションが適用される選挙は、適切に人口を反映して投票配分を行っていない投票方式に基づくものに限定された。そのため、例えば投票価値の較差が大統領選挙において州間に存在する較差を超えない程度に止まる場合や、一〇年ごとの国勢調査に基づき改正を行っている場合には適用されない。つまり、当該投票方式そのものの違法性は認定せず、あくまでも現実の人口分布を反映したものではなかった点のみを問題としたのである。⁽⁵⁾

連邦最高裁は、地裁による本案前の判断については、これを是認するものの、本案の判断につき前提として選挙人類似の制度の利用を肯定している点を問題とする。「本件は、我らが連邦政府の二院制に固有な問題、つまり州は人口と無関係に選出される一院を有することができるかどうかという問題を提示して……いない」ためである。⁽⁶⁾ そのため、連邦憲法に規定された選挙人制度は、特有な歴史的経緯の産物であって、それを州における選挙制度の問題に類比させるのは不適切であるとする。最高裁が続けて述べるに、「修正一五条は州が黒人の投票権を否定……するのを禁ずる。修正一九条は女性について同様のことを規定する。州が州全体での選挙において女性票よりも男性票を重んじ、あるいは黒人票よりも白人票を重んじるならば、この差別が許容されると主張しうる者はいないであろう……。それでは、単に農村地域に居住しているだとか、最も人口の少ない農村のカウンティに居住しているとかいうだけで、

他者よりも倍の、あるいは一〇倍の投票価値を与えられるとすればどうであろうか。代表が選出される地理的な単位が設定されたならば、人種、性別、職業、所得、その区域内の居住地に関わらず選挙に参加する全ての者は平等な投票権を有するのである。これは修正一四条の平等保護条項によって求められる。連邦憲法に基づく『我々人民』の概念は……基本的資格を有する者の間での平等性を描写したものである。複数の競合する候補者から一名に投票する場合、すべての有権者がその州において他の有権者と平等である、との理念は、我々の多くの諸判決の基礎となっているのである。……独立宣言からリンカンのゲティスバーグ演説、修正一五条、一七条および一九条に至る政治的平等性の概念は、ただ一つのこと、つまり一人一票 [one person, one vote] を意味する⁷⁾。以上のように判示した上で、本案前の判断やカウンティ単位での投票方式の実施を差し止めた点で正しいとしつつも、依然としてその較差が是正されていないことから地裁判決を破棄し、最高裁判決に沿った形での判決を求めて事案を差し戻した⁸⁾。ここに、投票価値の平等が憲法上保障されるものであることが明確にされたのである。本判決により、ジョージア州における連邦上院議員の選出は、州民による選挙によって行われることとなった⁹⁾。

確かに、連邦最高裁は、歴史的経緯や過去の歴史において「普遍的に受け入れられてきた政治思想ではなかった¹⁰⁾」。さらに、連邦最高裁が指摘する判例のどれもこの原則と直接関係性を有するものではなく、結局、連邦最高裁はここにおいて、新たな憲法原則を生み出したことになる¹¹⁾。それは後の Reynolds 判決において普遍的な価値として確立された。なお、ハーラン判事は同反対意見において、平等保護条項という非常に一般的・抽象的な文言から一人一票原則のような概念を引き出すことはできず、それによって州の権限を否定してはならないと主張する¹²⁾。また、都市に対して農村地域に多くの議席を配分してその利益を保護することは、州全体の公共の福祉に適う合理的な施策とも言うことが

できる¹³⁾。さらに、施策の合理性を判断するとしても、本件は連邦司法が州の活動に介入するには十分に審理された適切な事案とは言えないため地裁判決を破棄して事案を差し戻すべきであると主張していた¹⁴⁾。

② *Wesberry v. Sanders*¹⁵⁾

Gray 判決は、州全域における有権者間での投票価値の不平等を問題とするものであった。次に、選挙区間の投票価値の不平等が問題とされたものとして、*Wesberry v. Sanders* がある。本件もまたジョージア州の選挙制度が関わるものである。一九二九年の連邦議席配分法により、ジョージア州には一〇名の連邦下院議員が配分された。これを受けて一九三一年に制定された連邦下院議員の選挙区割りに関する州法によって、複数のカウンティからなる一〇の選挙区が設置され、その区域はその後も維持された。しかし、一九六〇年段階では、人口の最も多い第五選挙区（八二二、三六八〇人）と、最も少ない第九選挙区（二七二、二五四人）間での人口較差は約一対三・〇三となっていた¹⁶⁾。そこで、第五選挙区に含まれる *Fulton* カウンティに居住する有権者が、当該州法は、連邦下院議員を州民によって選出するものとした連邦憲法第一章第二条や修正一四条に反するものとして無効であると主張し、州知事と州務長官を被告として、適切な区割りが行われるまでの間、州全域での選出方式以外の選挙の実施を差し止めるインジャンクションを求めた¹⁸⁾。連邦地裁は、*Baker* 判決に依拠して司法判断適合性を認めたものの、主に *Colegrove* 判決に依拠して、本件での争点は連邦議会が関連する政治問題であるとした。そして、本件は州に区割りを命じない限り解決が困難であるデリケートな問題を提示するものであり、適切な解決は州議会によって図られるべきであって、連邦レベルでは救済を付与する権限は連邦議会にあるとして、エキテイの欠如により原告の請求を退けた。原告側が連邦最高裁に上訴する。

連邦最高裁はまず、地裁の判断の問題点を指摘する。確かに、*Colegrove* 判決において、連邦憲法第一章第四条は、

連邦議員への投票権を保護する排他的権限を連邦議会に与えていると解されているが、*Baker* 判決により、憲法上の権利を保護する裁判所の権限の範囲から投票権を損なう州法を排除するような解釈は取りえない。そしてそれは、本件のような事件において司法判断適合性の欠如と並んでエクイティの欠如により請求を退ける根拠にはならないとして、地裁の判断を否定した。⁽¹⁹⁾ その上で、「連邦憲法第一章第二条の命令を、その歴史的文脈において解すれば、下院議員が『州民によって』選出されることは、連邦議会選挙における投票が、実現可能な限り厳密に [as nearly as practicable] 他者と同様の価値を有することを意味する」とする。⁽²⁰⁾

さらに、州民による議員選出に反対して州間で同等の代表数を維持したい州との間での、いわゆる「大妥協 (Great Compromise)」の結果として、上院においては州に平等な数の代表を認める代わりに、下院議員が州の人民によって選出され、その定数配分は人口に基づくことが決定されてきた経緯を詳述する。これは、下院においては選挙民間の平等性を認めたものであるとして、「州内において、州議会が連邦議員を選出する際に、一部有権者へ他者よりも多くの投票権を与えるような手法で連邦議会の選挙区を設定することができると我々が判示するのは、大妥協へと厳粛に取り入れられた原則、すなわち議院において平等な数の人民へ平等な数の代表を与えるとの原則を覆すことになろう」と判示する。⁽²¹⁾ このような歴史的経緯に照らして憲法の条文を解釈し、第一章第二条は、一人一票原則を内包するものと結論付けた。また、「自由国家において、善良な市民として我々が生活する際に従わねばならない法を策定する者を選出するとき、投票権を有すること以上に貴重な権利はない。他の権利は、それが最も基本的なものであっても、投票権が侵害されたならば幻となるであろう」とする一方で、「数学的正確さをもって連邦議会議員の選挙区を画定するのは不可能であろうが、それは平等な数の人民につき平等な数の代表を与えることを連邦議会下院の基本的な目的とするという我々の連邦憲法の明確な目的を無視する言い訳にはならない」として、⁽²²⁾ 地裁判決を破棄し、ありうる救

済について検討させるために事案を差し戻した。同年中に、州議会は区割りの見直しを行っている。⁽²³⁾

ハーラン判事は本件においても長大な反対意見を執筆している。まず連邦憲法の規定からすれば、連邦議会の下院議員は州間で配分されるが、人口によるものであることは明確にされておらず、州民による選出方法については州の権限とされ、連邦議会の監督権限のみに服する。そしてこの連邦議会の権限は排他的なものとして解される。そのため、ハーラン判事によれば「州議会や連邦議会による平等な選挙区を規定する立法がない限り、……司法上の救済を求める権利を有しない。当然、平等な人口を有する選挙区が下院議員の選出において好ましい手法であるかどうか、州議会がより公平に立法し、あるいはこうした手法を賢明にも採用したかどうか、もしくは連邦議会がこの手法を遵守するよう州議会に求めなかった点において義務の懈怠があったどうか、の判断は最高裁の職分を超える」とされるのである。⁽²⁴⁾そして、連邦憲法制定当時、意図されていたのは、人口に応じた州への下院議員の配分であって、多数意見はこれを選挙区における人口の平等性に読み替えてしまっていること、⁽²⁵⁾確かに、憲法制定会議において各州の代表が人口に基づく代表に関する発言をしていたが、その意図することはそれぞれの思惑によって必ずしも一様ではなかったし、建国者たちはそれを意図していなかったこと、⁽²⁶⁾連邦議会は区割り方法に関する規定を連邦議席配分法から意図的に削除しており、これを州議会の判断に委ねることを意図していたこと、⁽²⁷⁾法廷意見が依拠する判例は本件と文脈が異なるものであること、⁽²⁸⁾本件で問題となっているのはデュープロセス条項等によって保障された権利に関わるものではないこと、⁽²⁹⁾そして「連邦憲法は政治部門が誤ったと思考されうる全ての状況において介入する包括的な権限を司法に与えていない。この制度の安定性は、究極的には、他の政府部門を憲法上の境界内にとどめるよう警告することのみならず、同様に、この憲法システムにおける司法自身の作用の限界を認識することで保たれるのである」と述べ、⁽³⁰⁾本件が政治部門への不要な介入であるとして地裁判決を是認すべきであると述べた。

③ Reynolds v. Sims⁽³¹⁾

Webbery 判決におおつて、連邦下院議員選挙での選挙区間の投票価値の較差の問題は、Gray 判決で示された「一人一票原則」を連邦憲法第一章第二条から読み込むことで解決が図られた。残る問題は、州や地方政府の議員選挙にも、「一人一票原則」が妥当するかどうかであった。

アラバマ州議會は、三五名の上院と一〇六名の下院からなり、上院議員については単独あるいは複数のカウンティからなる三五の選挙区から選出される一方で、下院議員についてはカウンティ単位で議席が配分されていた。州憲法は議會の議席配分につき一〇年ごとの国勢調査に従つて定期的に見直すこと、そして議席配分は人口に基づくこと、特に上院については選挙区間の住民数をできるだけ同数とすることを規定していたが、州議會は一九〇〇年以降、再配分を行つておらず、一九六〇年代までの間に特に都市部を中心に人口が大幅に増大したため選挙区間の人口較差が著しくなつていた(最大較差は上院で約一対四・二、下院で約一対一五・六)⁽³²⁾。そこで、州内で最も人口の多いカウンティである Jefferson を始めとして多数の人口を有するカウンティに居住する複数の住民らが、こうした議席配分が平等保護条項に違反するとして、州議會議員選挙に関連する事務を担当していた州務長官、州検事総長、カウンティの検認判事、そして共和党および民主党双方の州執行委員長らを被告として、連邦地裁へ提訴した。訴訟において原告らは既存の議席配分についての法が違憲であるとの宣言と、現行の枠組みでの将来の選挙の実施を差し止めるインジャンクションを、さらに、適正な議席配分が行われない限り、一九六二年に実施予定の選挙を州全域での選挙で行うこと等その目的に沿つた適切な救済を求めるインジャンクションを求めた。⁽³³⁾

審理中に Baker 判決が出され、その後、原告は仮のインジャンクションを請求して一九六二年五月に予定される予備選挙や一一月に予定される一般選挙の実施の差し止めを求めたが、地裁は同年三月に現行法による議席配分が平等

保護条項に違反するものであることを示唆しつつも、「州議会がその義務を遵守する更なる合理的かつ可及的速やかな機会を有する前に……憲法上の権利保護に絶対的に必要ではない訴訟……は扱われるべきではない」として請求自体は否定し、州議会による立法的対応に期待した。こうした地裁の示唆に州議会は迅速に対応し、同年七月に二つの改正案を可決する。第一の改正案 (67-Senator Amendment) において、上院議員は各カウンティの代表として位置づけられてカウンティからそれぞれ一名が選出され、下院は従来通りの議席数として、最低でも各カウンティに一名を確保した上で人口に応じてカウンティに複数名を配分するものであった。第二の改正案 (Crawford-Webb Act) は、第一の改正案が州民投票において否決された場合に備えたものであったが、そこにおいては既存の三五選挙区を再編し、それぞれの選挙区から一名選出されるものとし、下院については第一改正案と同様に各カウンティに一名を確保しつつも、第一改正案とは別の方式で人口に応じた配分を行っていた。結果として、第一改正案において、上院での最大較差は約一対五九、下院のそれは約一対四七に、第二改正案についてはそれぞれ約一対二〇、約一対四・九となった。⁽³⁵⁾ 連邦地裁は第一改正案について、「下院におけるカウンティ間の代表を平準化させる努力」として評価するが、上院については、人口によらない議席配分であるとして違憲とする。また、第二改正案についても、上院に関しては是正へ向けた努力として評価するものの、結局両院の議席配分は許容できないものとする。結果として、地裁は二つの改正法もまた法の下の平等に違反するものであるとし、暫定的な措置として上院につき第二改正案を、下院につき第一改正案のものを採用して一九六二年一月の選挙を実施するよう命じた。⁽³⁷⁾ これに対して原告側が上訴する。

連邦最高裁は、修正条項や選挙権に関するこれまでの判例を振り返り、その延長線上へと投票価値の平等の問題を位置付け⁽³⁸⁾、その上で、Baker 判決から Webberly 判決までの判示事項を確認して本件の争点を明確にする。そして、

本件での争点につき、まず投票権が平等保護条項の保護対象となる個人的な権利であることを確認し、選挙権の性質について述べるに、「選挙権は、自由で民主的な社会において基本的な事項である。特に、自由かつ妨げを受けない手法で投票を行う権利は、他の基本的な市民的・政治的権利を保全するものであるがゆえに、主張された市民の選挙権の侵害は注意深く慎重に審査されなければならない」⁽³⁹⁾。

そして続けて述べるに「立法者は、人民を代表するのであって、木や土地を代表するものではない。彼らは有権者によって選ばれるのであって、農地や都市や経済的利益によって選ばれるのではない。我々が代表民主制を採用し、また我々の立法部が人民により直接的に、または人民の代表によって直接選出される政府形態である限りにおいて、自由で制限を受けずに立法者を選出する権利は、我々の政治システムの基盤である……。偶発的な居住地の相違のみを理由として、市民の投票価値に差を設けることは、如何なる手法であっても、正当化できるものとは思われない」⁽⁴⁰⁾。さらに「すべての市民への公平かつ実効的な代表の達成が、明らかに議席配分の基本的な目的であるがゆえに、平等保護条項は、州議会議員選挙において、すべての有権者による平等な参加への機会を保障していると結論付ける。居住地を理由として投票価値を希釈することは、人種や……経済的地位……といった要素に基づく明らかな差別と同様に修正一四条に基づく基本的な憲法上の権利を侵害する」と判示した⁽⁴¹⁾。さらに、連邦司法による州への、あるいは立法部への関与について、「憲法上保障された権利の否定は司法による保護を必要とする」として司法の役割を強調した⁽⁴²⁾。

そこで区割りにおいてカウンティ等、州内の政治的下部機関の区域を利用することについて検討する。連邦最高裁は、カウンティを連邦の上院に類比させる手法を改めて否定するも、「連邦議会の代表と州議会のそれとの間には一定の相違があつてしかるべきであろう。……州議会の議席数は連邦議会のそれよりも相当多数となるがゆえに、州のす

すべての地域に十分な代表を与える一方で、州議会の選挙区を創設する際に政治的下部機関の境界線を利用することは、連邦議会の区割りに比して相当程度に便宜であろう。そうすることが憲法上適法となるのは、なされた議席配分が実質的に人口に基づくものであり、かつ平等な人口原則が……損なわれない場合に限られる。ゆえに、州議会の区割りについては、連邦議会の区割りよりも多少の柔軟性が憲法上許容される」と判示する。⁴³ここでは、連邦レベルと州レベルでの合憲性判断の違いが示唆され、カウンティ等の区域を区割りに際して利用することを許容するが、他方で、「厳格な人口基準からの逸脱が、合理的な州の政策の遂行に伴う正当な考慮に基づくものである限り、州議会の一院または両院における平等な人口原則からの一定の逸脱は、憲法上許容される。しかし、歴史的経緯や経済その他集団の利益は……許容されうる要素とならない……。地域の考慮のみでは平等な人口原則からの逸脱への正当化としては不十分である。輸送や通信における現代の発展や進歩は、……人口に基づく代表からの逸脱が、地理的考慮のみに基づき適法となりうるのとほとんどの主張を空虚なものとする。固定された過疎地域へ実効的な代表を確保させ、他方で、その代表への市民のアクセスの有効性が損なわれるほどに選挙区が大規模となるのを阻むために、こうした逸脱が認められるとの主張は、今日ほとんどの場合において、説得的ではない」⁴⁴。そして、カウンティ等に一定の発言権を与えるとの考慮もまた、平等人口原則を遵守した上で許容されるが、「それぞれの政治的下部機関（例えば、それぞれのカウンティ）に対して、少なくとも一院に一議席を与える枠組みは、多くの州において、立法機関における平等な人口原則の全体的な破綻を容易にもたらすであろう。こうした結果は……憲法上許容されない……。……政治的下部機関へ一定の立法部の代表を与えるという明確に合理的な州の政策の結果であるとしても、特定の立法機関の議席配分における支配的考慮として人口が示されていないならば、実効的かつ十分な価値のある投票を行う、というすべての州民の権利は違憲に侵害されるであろう」として、あくまでも平等な人口原則が第一義的に考慮されていることを

求める。結論として、連邦最高裁は、地裁の認定するすべての改正案が違憲であるとの点に同意する。また、地裁が行った暫定的な措置について、それを肯定し、「直近の選挙が差し迫っており、州の選挙手続が既に進行中である場合……、既存の議席配分の枠組みが無効と認定されていとしても、議席配分の事案において即座の実効的な救済の付与を抑止することに関するエクイティ上の考慮は裁判所を正当化しうるであろう。即座の救済を認めるか、差し控えるかの際に、裁判所は来る選挙の切迫性や、州選挙法の手続、および双方の入り組んだ状況を考慮する権利があり、またそうすべきである。さらに、一般的なエクイティ原則に基づき行動し、それに依拠すべきである。救済のタイミングについて、裁判所は裁判命令の要件に適合させる際に、州にとって不合理あるいは困難な要求となる早急な変更を求めることから引き起こされる選挙手続の混乱を回避する合理的な努力をなしうる」と判示した⁽⁴⁶⁾。そして、地裁が選挙の切迫性、議会へ十分な猶予を与えることの妥当性、および暫定的措置に当たって議会の権限を実質的に奪うことがないこと、を適切に考慮していたとして、その判断を是認し、更なる手続のために事案を差し戻した⁽⁴⁷⁾。そして、翌年に州議会は新たな議席配分法を可決している⁽⁴⁸⁾。

ハーラン判事は、本件についても反対意見を執筆し、平等保護条項が平等人口原則を州議会に求め、他の考慮要素はそれを損なわない限りにおいて考慮しうるに過ぎないとの立場に真つ向から反対する。ハーラン判事によれば、修正一四条の立法経緯を丁寧に検討することなしに州議会の議席配分の問題を修正一四条の保護範囲内に含める多数意見は、司法による修正であると厳しく指弾する⁽⁴⁹⁾。そして修正一四条の立法経緯の仔細な検討の結果、投票権に関連する事項が修正一四条に含まれるとは解されていなかったことを主張する。

そして次に、区割りの問題に司法が介入することの困難さについて述べるに、「どれくらいの数の選挙区を州が設定すべきか、あるいはどのような外形の選挙区とすべきか、またはどこに具体的な境界線を描くべきか、を決定するの

に必要な裁判所を導きうる基準はない。州が小選挙区や複数定数の選挙区、あるいはそれらの組み合わせを選択すべきかどうかを決定できる司法が運用可能な基準はない。人口転換に対応することと、安定的な選挙区を維持することとの間での均衡をとることができる基準もない。これらすべての点において、裁判所は平等な人口を有する選挙区という原則が何一つ拠り所とすべきものがないまま、具体的な判決をなすよう求められるであろう。非常に明白なことに、こうした原則に一致した選挙区割りは無限に存在しうる。また、これらの問題は、司法ができるだけ立法判断に依拠することで回避されるものではない。一つの選挙区や複数の選挙区を再形成し、または併合する、あるいは少数の選挙区の境界線を修正することは、……多様な政治的影響を有する多くのあり得る解決策の間で選択を行うことに他ならない……」⁽⁵⁰⁾として、それが本質的に政治的問題であることを示唆する。そして最後に司法の役割について、これまでの諸判決は「連邦憲法と当裁判所の憲法上の機能に関する現在の誤った見解に支持を与える。この見解とは……我が国におけるすべての主要な社会的害悪は、一定の憲法『原則』にその対処法を見出すことができ、また当裁判所は他の政府部門が対処に失敗した場合、改革の推進を『先導する』べきであるというものである。連邦憲法は公共の福祉へのすべての欠点に対する万能薬ではないし、また当裁判所は司法機関として位置づけられ、改革運動のため一般的な拠点と考えられるべきではない」と判示して、⁽⁵¹⁾その役割を限定的に捉え、地裁の判決を破棄すべきであると主張した。

④ Lucas v. Forty-Fourth General Assembly of Colorado⁽⁵²⁾

Reynolds 判決は、平等保護条項から一人一票原則を導き出し、人口を議席配分における支配的要素として位置づけた。ここに、投票価値の平等の憲法保障が確立されることになった。同判決と同時にいくつかの事件への判断も下されたが、同様に人口以外の要素をどれほど考慮に入れることが可能かどうかについて検討された Lucas 事件を見てみ

よう。

本件は、コロラド州の州議会の議席配分に関するものである。前回の議席配分(一九五三年)以降、選挙区間の較差が拡大し上院については約一対七・三、下院については約一対八・一となっていた。⁽⁵³⁾一九六〇年の国勢調査に基づいて議席配分法案が州議会に上程されたが、議会はこれを否決する。そこで、一九六二年三月、Denverの住民が、州知事、財務官、州務長官等を被告として、現行の議席配分が平等保護条項に反するとの宣言と、その執行を差し止め、州議会へ一九六二年に実施予定の選挙のために適切な議席配分の作成を命じるよう求めて連邦地裁に提訴した。その後、同年一月の一般選挙に際して、新たな議席配分を規定した憲法改正を求める二つの州民発案に基づく州民投票が予定された。そこで、連邦地裁は、同年一〇月、原告が不公平な差別のあることにつき一応有利な事件を証しており、被告側が合理的な理由を示していないとしつつも、議席配分の合理性についての審理が不十分であること、他方で、適切な救済案についての提案もなく選挙まで非常に切迫していること、また前述の通り憲法改正についての州民投票が予定されていることから一月の州民投票まで審理を延期させた。⁽⁵⁴⁾州民投票により、第一改正案(Amendment No. 7) が可決され、これは両院の区割りに関してできるだけ人口が平等な区割りを求めるものであるが、上院については従来のカウンティの境界を維持する手法を引き続き採用していた。下院については、改正法に従って改めて議席配分法が制定され、結果として、上院について最大較差は約一対三・六に、下院については約一対一・七に縮減された。⁽⁵⁵⁾地裁は下院について、人口に基づく議席配分がなされているとしてこれを適法とし、また上院については、平等人口原則から逸脱したものではあるが、州の地域性について詳細に検討した後、人口を支配的な考慮とされてはならないものの、その他地理的・政治的な事情をも考慮することが許容され、それが州の事情に照らして合理的な政策であること、州民投票において人民による選択がなされたことをもって、その適法性を認めて訴えを退けた。⁽⁵⁶⁾原告側が上訴す

る。

連邦最高裁は、イニシアティブやレファレンダムといった司法外の政治的手段が存在する場合、それによって投票価値の平等が実現されるかどうかを見極めるために、一時的に裁判所が救済付与を自制することはありうるもの、そうした手段の存在によって憲法上保護された権利の実現のための司法の関与が排除されるということにはならず、また州民投票で承認されたことをもって、投票価値の平等を否定することが許されるものではないとの立場を明らかにする。⁵⁷⁾ その上で、*Reynolds* 判決に従って、人口以外の要素の考慮は、人口に基づく配分からの乖離を正当化しないとして地裁判決を破棄し、次回の選挙の切迫性等、改正法に基づく措置を継続させて、救済付与を抑止する事情があるかどうかの検討を指示して事案を差し戻した。⁵⁸⁾ 差し戻しにおいて、地裁は期限を定めて州議会による措置を求め、議会は速やかに新たな法案を可決し、地裁もその適法性を認める判決を出している。⁵⁹⁾

なお、クラーク判事は州議会の二院のうち一院が人口に基づき議席配分を行っていれば、他方の議院において地理的要素等を考慮した配分を行っても平等保護条項に違反しないと述べる。スチュワート判事の反対意見（クラーク判事同調）は、多数意見が取り上げた先例について、それらは「個人の投票権の否定や侵害と関係がない。誰の投票権も否定されていない。誰の投票権も制限されていない。誰も自己の投票が集計される権利をはく奪されていない。ゆえに最高裁が引用する投票権の事例は完全に見当違いである」と批判する。⁶⁰⁾ そして、それぞれの州は、各々異なる歴史的経緯を有し、地域の事情を踏まえて議席配分を行っているものであって、多数意見はこれを無視していること、こうした州の個別的な事情を踏まえた合理的な議席配分が行われ、かつ州の多数派の意見が反映されないものではない限り、合理的な州の政策として平等保護条項には違反しないと主張していた。⁶¹⁾

⑤ *WMCA v. Lomenzo* ⁶²⁾

Reynolds 判決と同日に判決されたものとして、他に四つの判決がある。以下ではそれぞれの判断と救済について概観する。

ニューヨーク州の州民らは、カウンティを基礎的単位とする州議会両院の議席配分（上院につき約一対三・九、下院につき約一対二・一）⁽⁶³⁾が平等保護条項に反するものと主張し、州務長官等を被告として、議席配分を定めた州憲法とそれに基づく州法の違憲の宣言、および現行法に基づく選挙の差し止めを求めた。連邦地裁は州の議席配分が歴史的経緯に基づき形成されたものであり、それが合理的なものであること等からその適法性を認めた。⁽⁶⁴⁾

連邦最高裁は、Reynolds 判決に基づき、居住地を理由とした平等な人口配分からの逸脱は正当化されないとして、両院の議席配分規定が違憲なものであると認定し、ただ救済付与については一九六四年の「選挙が差し迫っており、また州議会に憲法上適法な議席配分案を作成させる機会を与えるために、……既存の規定に従った選挙の実施を認めるのが望ましいかどうか、あるいはこの状況に基づき、州議員選挙において上告人の適正な価値のある投票権の実効化が一九六四年選挙以降まで先送りされるべきではないかどうか」を決定するよう指示して事案を差し戻した。⁽⁶⁵⁾ 判決が出された翌月（一九六四年七月）、州議会は再配分に関する特別委員会を設置して年末までに議席配分法を制定した。この間、連邦地裁は以前の議席配分が無効であると宣言したが、一九六四年の選挙については暫定的に従来の枠組みで実施するものとし、期限を定めて再配分を求めた。最終的には、州議会の提示した人口に基づく配分を適法と判断している。⁽⁶⁶⁾

⑨ Maryland Committee for Fair Representation v. Tawes⁽⁷²⁾

メリーランド州の州民らは、カウンティ（と Baltimore シティ）を基礎的単位とする州議会両院の議席配分（上院につき約一対三・一・八、下院につき約一対二・一・三）⁽⁶⁸⁾が平等保護条項に反すると主張し、州知事や州の選挙管理委員会等

を被告として州裁判所に提訴した。そこで原告は、州憲法の規定が平等保護条項に基づき保護された権利を否定し、州議会が適切に議席配分をしなかったことで原告らの憲法上の権利をなく奪した等の宣言判決と、一九六二年一月とその後の選挙が州全域での選出方式で実施されること、また州議会が適正な議席配分を定めて州民投票に付すまでは現行の枠組みに基づく選挙の実施を差し止めるインジャンクションを求めた。州最高裁に上告された争点は上院についてのみであったが、州最高裁は人口を全く考慮していない議席配分について、それが歴史や伝統に依拠し、また選挙区間での抑制と均衡を意図したものであること等からこれを合憲とした⁽⁶⁹⁾。そのため一九六二年の両院議員選挙は従来の枠組みに基づき実施された。その後、事件は連邦最高裁に上訴される。

連邦最高裁は上告人の請求により両院の合憲性について検討し、「歴史や伝統の考慮は…：州議会の両院における人口に基づく代表からの実質的な逸脱へ十分な正当性を提供しないし、そうしえない」と述べて州最高裁の判決を破棄するが、次回選挙の一九六六年までに議席配分を改定する十分な時間があることから、直ちに積極的な行為に出る必要はないとして事案を差し戻した⁽⁷⁰⁾。判決後、一九六五年の特別会で州議会は二つの配分案を提示し、州最高裁はカウンティを基礎とした案を退け、人口に基づく選挙区割りを行った案を適法とした⁽⁷²⁾。

⑦ Roman v. Sincok⁽⁷³⁾

デラウェア州は、一八九七年の州憲法規定により、三つのカウンティと最大都市であるWilmingtonシティ間で両院の議席が配分され、それぞれにおいて小選挙区を設置するものとし、その枠組みが固定化されていた。その後、較差が拡大していた（上院につき約一対一五、下院につき約一対三五）⁽⁷⁴⁾ため、州民らは、当該議席配分が平等保護条項に違反して原告らの権利をなく奪していると主張し、州やカウンティの選挙委員を被告として、両院の議席配分を定める州憲法の規定が違憲であることの宣言と、既存の議席配分に基づく選挙の実施を差し止めるインジャンクション

を求めた。加えて、連邦地裁自ら議席の再配分を行うか、あるいは一九六二年一月の一般選挙を州全域での選出方式で実施させることも求めた。連邦地裁は州議会による是正措置を待つために審理を停止させたが、最終的な法改正が翌年にずれ込んだ上、新憲法に基づく配分は従来の枠組みを大きく変更するものではなかった。連邦地裁は改正後の州憲法規定（上院の較差は是正されず、下院につき約一对一二に縮減⁽⁷⁵⁾）も不平等な差別を引き起こしているとしてこれを違法と判示しつつ、管轄権を維持して更なる州議会の対応を待った⁽⁷⁶⁾が、次回選挙の実施を強行しようとしたため、これを差し止めるインジャンクションを発令する（その後、判決の執行停止が認められ、選挙自体は実施された）。

連邦最高裁は、厳格な数学的基準を当てはめるのは妥当ではなく、「適切な司法のアプローチは、…具体的な状況に基づき、誠実に人口に基づく代表を有するプランに固執しているかどうか確認することであつて、その際、恣意や差別…とは無縁の一定の要素を認める場合に限り些細な逸脱」を認める⁽⁷⁷⁾が、地裁の判断を是認した。その上で、切迫性のゆえに次回の選挙を既存の枠組みで実施させる必要があるかどうか等について検討させるため事案を差し戻した⁽⁷⁸⁾。判決後、州議会は人口に基づく新たな配分法を迅速に制定し、地裁もこれを適法として、新たな枠組みに基づく次回選挙の実施を認めた⁽⁷⁹⁾。

⑧ Davis v. Mann⁽⁸⁰⁾

バージニア州の州民らは、カウンティやシティの区域に基づいた選挙区割りを定めた議席配分法（上院につき約一对二・六五、下院につき約一对四・三六⁽⁸¹⁾）に対して、州の選挙関係職員を被告として、当該州法が平等保護条項に違反して無効であるとの宣言と、現行での選挙の実施の差し止め、および次回選挙の州全域での選出方式での実施を命ずるインジャンクションを求めた。連邦地裁は中間的判決として、現行の議席配分が無効であることを宣言するが、約二か月間その効力を停止させ、その間に州議会での新たな対応を待った⁽⁸²⁾（その後、判決の執行停止が認められ、選挙

自体は実施された)。

連邦最高裁は、地裁の判断を是認するも、次回の選挙まで時間的に余裕があることから、直ちに積極的な行為に出自の必要はないとして事案を差し戻した⁸³⁾。州議会は同年(一九六四年)一二月に新たな配分法を制定し、地裁はそのうちの一部について不均衡を認定し、その部分につき州議会が是正措置を講ずるまで暫定的な議席配分を命じた⁸⁴⁾。

以上の通り、Baker判決以降、Reynolds判決に至って、新たな憲法原則としての一人一票原則が確立された。そこに至る経緯をみれば、特にハーラン判事が強硬に主張したように、伝統的な州議会の判断に委ねられた事項へ、あるいは「政治の藪」へと踏み込むことへの抵抗があった。しかしながら、特に、時代を経るにつれて都市と地方との間での人口較差が著しくなったことにより、投票価値の不平等の問題がもはや看過できない状態に至っていたこと、そして選挙権に対する民衆の考え方もまたそれにつれて変化してきたことが見て取れる。

投票価値の平等が憲法上の保護を受けることになったことに伴い、裁判所の側の州議会の判断への関与のみならず、それと平仄を合わせるように救済形成における関与もまた強化された。そこにおいて、裁判所は、州が制定した区割法や議席配分法が違憲であると宣言するのみならず、その実施を差し止めることも厭わない。さらには管轄権を維持して憲法適合的な選挙方式の作成・実施を監督することもある。他方で、選挙の実施日が切迫している場合には、救済上の裁量として、旧来の方式に基づく選挙の実施を暫定的に認めた上で、新たな方式の作成を求めることがあり、事案に応じて柔軟に対応する救済形成上の特徴もみられる。

(3) その後の判例の変遷

Reynolds 判決によって一人一票原則が確立し、その後は判例の積み重ねによって、この原則に適う方式とは如何なるものであるかが模索され、精緻化が図られた。以下では、Reynolds 判決以後、現在に至る判例の変遷について概観する。

(i) 人口に基づく議席配分案間の選択と州の裁量判断の余地

一人一票原則ないし平等人口原則から具体的にあるべき選挙方式が一義的に導かれることになるかどうかの問題とされた事例がある。

① Fortson v. Dorsey⁽⁸³⁾

ジョージア州議会の上院は、カウンティを基礎として議席配分がなされていたが、これが平等保護条項に反する違憲なものとして連邦地裁に提訴され、地裁は人口に基づく再配分を命じていた。⁽⁸⁶⁾ その年のうちに州議会は議席配分法を制定し、それによれば、上院選挙区は複数のカウンティからなるもの、カウンティ単体からなるもの、およびカウンティを分割するものに再構成された。上院議員の候補者は、立候補する選挙区の住民でなければならず、各選挙区から一名選出されることになる。他方で、区域内に複数の上院選挙区を有するカウンティについては、同様に選挙区の住民要件が課されるものの、選出自体はカウンティ全域で行われる、つまりカウンティ全域での複数定数制とされていた。そのため、多くの人口を有する Fulton や DeKalb カウンティの住民らが、州務長官やカウンティの選挙関連職員を被告として、当該州法の違憲宣言と、カウンティ全域での投票方式に基づく選挙の差し止めを求めた。連邦地裁は当該州法によるカウンティ間での不公平な差別を認定し、当該州法の前記例外部分が違憲である旨を宣言する略式判決を下した(インジャンクションについては司法の自制と議会の任意の対応を期待してこれを否定した⁽⁸⁷⁾)。被告側が上訴する。

連邦最高裁は平等人口原則から直ちに小選挙区制の設置が求められるわけではないとして Reynolds 判決を引用して述べるに「達成手段が何であれ、最優先の目的は多様な選挙区間での実質的な人口の平等性でなければならず、それによって、市民の投票が価値において州内の他の市民のそれとほぼ等しくならなければならない⁽⁸⁸⁾」。そのため、本件において、複数選挙区を有するカウンティから選出される上院議員は、実際にはカウンティ全体を代表するものとされており、それ自体が不適切な選出方式とは言えない。そうであるならば、こうした投票方式が平等人口原則に違反するものであるかどうかは、ひとえに、事案の性質によることになる。そこで、地裁においては、一人区と複数定数区との間での実質的な平等性についての具体的な主張・立証が適切になされていないことから、地裁判決を破棄した。

② Burns v. Richardson⁽⁸⁹⁾

ハワイ州憲法は、州内の四つのカウンティを基礎として設置された六つの上院選挙区に二五名の議員を配分していた。下院もまたカウンティを基礎として一八の選挙区を創設し、州知事が登録有権者の数に基づいて五一の議席を配分するように求めていた。これに対して州民らは選挙の監督義務を負う副知事を被告として一九六四年の選挙に向けて適法な議席配分案を作成しない限り、選挙の実施に関する職務上の義務の履行を差し止めるインジャンクションを求めた。原告は上院が地理に基づき、そして下院が人口ではなく登録有権者数に基づくことが Reynolds 判決等に違反すると主張した。選挙が切迫しており、州議会が議席配分の検討のために招集される予定であったことから、連邦地裁は本案審理を延期させたが、州議会は新たな議席配分に合意することができなかった。その後、地裁は下院の議席配分を適法とする一方で、上院の議席配分が人口に基づくものではないとしてこれを違法とした上で、州議会に憲法制定会議の招集等、適切な措置を求めた⁽⁹⁰⁾。州議会は登録有権者数に基づいた中間的な上院の議席配分案を裁判所に提示し、それが承認されれば直近の選挙で利用する予定であったが、地裁は Oahu 島への対応について、選挙区の数

を増やすのではなく、定数増で対応した点を問題として承認せず、また議席配分について憲法改正で対応するよう求めた。被告側が上訴する。

連邦最高裁は、選挙方式の決定について「平等保護条項は、二院制の州議会のうち少なくとも一院が小選挙区からなることを求めている。…：地裁が自身の作成した上院の議席配分を課すことなく、州議会へその作成を認める適切な判断をしたならば、議席配分をなす判断は州議会のみ存する。中間的議席配分が適切な人口に基づきなされたものの、…：人種あるいは政治的構成員の投票力を最小化させる、若しくは否定するよう構想され、またはそのように機能すると立証された場合にのみ、こうした判断は憲法上の異議に服するのである」と判示し、⁹¹本件において、差別的な意図の下で選挙方式が選択されたとの証拠はないとする。さらに、登録有権者を算定根拠としたことについて、「登録有権者の分布が州の市民その他許された人口上の根拠に近似する」ものであれば、⁹²平等保護条項に違反するものではないとする。つまり、平等保護条項に反しない限り、議席配分の方式の選択については州議会の裁量に委ねられることを明確にした。結果として、連邦最高裁は、地裁の判決を破棄し、中間的配分案による選挙の実施と、速やかに正式な議席配分に関する措置をとらせるため事案を差し戻した。差し戻後、地裁の命令に基づき、一九六六年の一般選挙において州民投票により憲法制定会議の招集が可決され、議席配分も含めた改正がなされて、その合憲性も認められている。⁹³

以上のように、平等人口原則に違反しない限りにおいては、当然のことながら選挙方式の選択は州議会の裁量に委ねられていることとされている。

(ii) 逸脱への合理的な根拠

厳格な平等人口原則が適用されるとして、最高裁が認めるように、「数学的な正確さ」までは求められるわけではな

く、実際上も完全な平等を達成するのは相当に困難であろう。そこで、こうした理想的な平等からの逸脱がどの程度認められるか、あるいはそもそもどのような根拠に基づきそれが認められるかが中心的な問題となつていった。

① Swann v. Adams⁽⁹⁴⁾

フロリダ州のカウンティを基礎とする議席配分（下院につき約一対一〇八・七、上院につき約一対九八⁽⁹⁵⁾）に対して、州民らが議席配分を規定した州憲法や州法が平等保護条項に違反するものであると主張し、州務長官等を被告として、これら法の違憲・無効の宣言等を求めて連邦地裁に提訴した。地裁は、中間的判決を出して当時の議席配分が平等保護条項に違反するものであり無効と宣言し、州議会に適正な議席配分を検討する猶予を与えた⁽⁹⁶⁾。これを受けて州議会はあらたな州法を制定して議席配分を行い、地裁は合理的かつ不公平な差別がないものとしてその適法性を是認したが、連邦最高裁は、これを破棄して Reynolds 判決に従った審理をするよう事案を差し戻した⁽⁹⁷⁾。地裁は、州議会による立法活動を期待して再度猶予を与えたが、再度作成された議席配分案について Reynolds 判決に適合しないと結論付けた。他方で、暫定的に一九六七年会期末を期限として、当該配分案を若干修正したものを利用するよう命じた。しかし、本件が再度連邦最高裁へと持ち込まれた際、最高裁は一九六二年から続く事件にもかかわらず、憲法上の要件に適合しない議席配分が一九六六年の選挙において利用されることによって、憲法違反の状態がさらに三年継続することは認められないとして地裁判決を破棄し、一九六六年の選挙において適正な議席配分が利用されるように再度事案を差し戻した⁽⁹⁸⁾。州議会は即座に対応して新たな議席配分案を提示した（上院につき最大偏差二五・六五%、最大較差約一対一・三三、下院につき最大偏差三三・五五%、最大較差約一対一・四一⁽⁹⁹⁾）。地裁は、「ここでの理想的な数値からのかい離は、議会によるプランの無効を求めるほどには数値的あるいは比率的に過大ではない。より重要なことに、ここでの逸脱は、州のあらゆる地域、または都市や郊外の利益を……差別してはいない⁽¹⁰⁰⁾」として新たな配分案を適法と

した。原告側が上訴する。

連邦最高裁は、州が本件における較差を説明し、あるいは正当化することはなく、ただ連邦議会の選挙区の境界線を利用したということしか主張されていない点を問題とする。そして「些細な逸脱は不可避であるが、上院選挙区の三〇%、下院選挙区の四〇%という偏差は些細なものとはみなされえず、また我々の判例のどれも、受け入れうる州の政策に基づいた満足な説明なしには、この程度の差異が承認されることを示唆していない。対照的に、Reynolds判決は許容されうる逸脱を『合理的な州の政策の遂行に伴う正当な考慮に基づく』少数の偏差に限定していた……。ゆえに、この見解はさらに、純粹な人口基準からの逸脱は、政治的・下部機関の完全性、議会選挙区におけるコンパクトさや近接性の維持、あるいは自然や歴史的な境界線の承認といった州の政策的考慮によって正当化されることを示唆していた⁽¹⁰⁾。しかし、「Reynolds判決は、地域的・経済的その他手段の利益を尊重した平等人口原則からの逸脱の維持が憲法上不適切であることを示唆している……」として、地裁判決を破棄して再度事案を差し戻した。地裁はその後制定された議席配分法についても、逸脱について合理的な説明がなされていないとして、これを認めず、自身で作成した議席配分に基づく選挙の実施と、その後の適切な議席配分の作成を命じた⁽¹⁰⁾。

(iii) 許容される較差に関する事例 (連邦レベル)

連邦議会の選挙区間の人口較差については、前述の Webberly 判決が示す通り、連邦憲法第一章第二条から平等人口原則が導かれるが、それではどれほどの較差が許容されるものとなるであろうか。Reynolds 判決に至る判例が示すように、完全に数学的な平等性は求められないためである。他方で、逸脱については、Swann 判決等が示すように、合理的な根拠が求められ、そこにおいて経済的利益等はこれに含まれないとされる。この点、連邦レベルにおいては、非常に厳格な人口の平等性が求められてきている。

① Kirkpatrick v. Preisler⁽¹⁶⁾

ミズーリ州は、一九六〇年の国勢調査に基づき、翌一九六一年に区割りを改定したが、選挙区間の人口較差（最大偏差三一・四％、最大較差約一対一・三四⁽¹⁶⁾）が Wesberry 判決に基づき不公平であるとして、州民らが州務長官や検事総長を被告として、当該区割法が違憲であるとの宣言と、現行法に基づく被告による更なる選挙関連の活動の差し止めを求めた。連邦地裁は Wesberry 判決に基づき人口の平等性を考慮した区割りがなされていないとして、当該議席配分法を違憲と宣言するも、管轄権を維持しつつ州議会の今後の対応を期待してインジャンクション等の強制的な救済は認めなかった⁽¹⁷⁾。州議会は一九六五年中に新たな区割法を可決するも、未だ較差（約一対一・二）の是正が不十分であるとして再度違憲と判示され、更なる改定が求められたが、翌年に予定されていた選挙はこの改正法に基づく実施が認められた⁽¹⁸⁾。州議会は一九六七年に、再度区割法を制定した（最大偏差五・九七％、最大較差約一対一・〇六）ため、被告側がその適法性の確認を求める請求を行った。連邦地裁は、他に較差を縮減しうる方策について州議会において検討され、結果的に退けられたことや、カウンティを近隣のそれと組み替えることで較差の縮減が可能であったこと、それらの選択肢を何故選択しなかったかの説明を尽くしていない等を指摘して、依然として違憲なものであると認定した⁽¹⁹⁾。被告側が上訴する（判決の執行停止が認められ、一九六八年の選挙は一九六七年改正法に基づき実施された）。

連邦最高裁は、まず Wesberry 判決のいう「実現可能な限り厳密に平等」が何を意味するのかを明確にする。すなわち、『実現可能な限り厳密』アプローチの全体的な趣旨は、それぞれの具体的な事例の状況を考慮することなく較差を許容する固定的な数値的基準の採用とは相容れないものである。平等性が現実に達成されうる程度は、州により、また選挙区により区々となりうる。『平等な数の人民へ平等な代表を、というのが連邦議会下院の基本的な目的

ある』がゆえに……、『実現可能な限り厳密』基準は、州が正確な数値上の平等性を達成する誠実な努力をなすよう求める……。連邦議会の選挙区間での較差がこうした努力にもかかわらず引き起こされたことが立証されない限り、州はそれがいかに小さなものであるとしても、それぞれの較差を正当化しなければならない⁽¹⁰⁾。さらに、提示された較差が些細な (de minimis) ものであると判断する枠組みを否定する際、「我々は人口較差が突然に些細なものとなる明確な時点を選び出すための、恣意的とならない方法を見出し得ない。さらに、一定範囲の較差を些細なものともみなすことは、立法者が実現可能な限り厳密な平等よりもその範囲を目指して努力するように促すであろう」と判示し⁽¹¹⁾、具体的な許容される数値を示すことで立法者が努力を怠ることへの懸念を示している。続けて述べるに、平等人口原則は、「投票価値の毀損や、選出された代表へのアクセスを減少させることを防止するよう構想された原則である。ゆえに州が平等な数の人民へ平等な代表を規定した連邦憲法第一章第二条の命令は、十分な平等性を達成するための誠実な努力にもかかわらず不可避である、あるいはその正当性が立証された限定的な人口較差のみを許容する」として、較差解消に向けた誠実な努力を求める。本件においては、連邦地裁が認定したように、他の取り得る手段があったにも関わらず、それが採用されていなかったため、SHEP 判決を引用しつつ、その理由や合理性の立証を求めた。

州議會は、経済的社会的利益を分断し、結果として連邦議會におけるこうした利益の実効的な代表が減少されることを回避する必要があったとするも、それ自体が平等人口原則に違背するものであるとしてこの主張を否定する⁽¹²⁾。そして、区割りそのものが、政党間の政治的駆け引きの対象であって、合理的な立法的妥協の産物であることをもって較差の正当化を試みるが、最高裁が求める誠実な努力とは、政治的な実現性ではなく、現実に可能であったかどうかを問題とするものであるとしてこれも否定された⁽¹³⁾。加えて、カウンティ等の境界線を維持するという主張もまた、同様の考慮に基づくものとして正当な理由には含まれないと判示している。最後に、地理的にコンパクトな区割りを目

指した結果であったとの主張に対して、Reynolds 判決を引用し、地理的考慮が較差を許容する理由とはならず、州側の主張は選挙区の見た目の美しさを優先したものに過ぎないと結論付け、地裁の判断を是認した⁽¹⁶⁾。その後、州議会は速やかに新たな区割法を制定し、この一九六九年法に基づいて一九七〇年の選挙が実施されている⁽¹⁷⁾。

② Wells v. Rockefeller⁽¹⁸⁾

本件は Kirkpatrick 事件と同時に判決された事案である。ニューヨーク州は一九六〇年の国勢調査に基づき、新たに区割りを行った。しかし、これが選挙区間の人口較差を引き起こしている（最大偏差二九・五%、最大較差約一対一・三四⁽¹⁹⁾）として、州民らが州知事、検事総長、州務長官等を被告として、区割法の違法宣言と、当該区割法に基づく選挙の差し止めを求めた。連邦地裁は、当該区割法が違憲であると認定するも、州議会へ是正の機会を与える判決を出した⁽²⁰⁾。翌年、州議会は新たな区割法を制定し、連邦地裁はこれが合理的に同等な人口を有する選挙区（最大偏差一三・一%、最大較差約一対一・一四⁽²¹⁾）であるとしてその合憲性を認め、一九六八年と一九七〇年に実施される選挙において利用可能なものと結論付けた⁽²²⁾。原告側が上訴する。

連邦最高裁は、当該区割法が、異なる利益の分断を防止するために一部の地域内における選挙区間の平等な人口の実現を企図したものであると認定した。そして Kirkpatrick 判決に依拠して述べるに、「ニューヨークのような枠組みを受け入れることは、他の異なる利益的思考を有する選挙区を犠牲として明確な利益の志向を有する選挙区の団体へ過度に代表を与えるのを認めるであろう。ある州内の地域での選挙区間の人口の平等性は州におけるすべての選挙区間の不平等を正当化しない⁽²³⁾」。そして、一九六八年の選挙については、地裁判決から三か月後と非常に切迫していたことから、その適法性を認めた点で地裁の判断を肯定するが、一九七〇年までは時間的余裕があるため、一九七〇年の選挙の適用についての適法性を認めた点について地裁判決を破棄した⁽²⁴⁾。その後、州議会は新たな区割法を制定し、連

邦地裁はこれが人口に基づくものであるとして、その適法性を認定した。⁽¹⁵⁾

③ White v. Weiser⁽¹⁶⁾

テキサス州は一九七〇年の国勢調査に基づき、翌一九七一年に新たに州議会の下院の区割りに関する法律を制定した。これに対して、州民が選挙区間の人口較差（最大偏差四・二三%、最大較差約一対一・〇四）が連邦憲法に違反すると主張し、州務長官や主席選挙職員を被告として、州法に基づく選挙の実施の差し止め、新たな議席配分、原告らが提出した配分案、あるいは州全域の選出方式での選挙の実施を命ずるインジャンクションを求めた。

原告らが提案した配分案 (Plan B) は州法よりも大幅に較差を縮減させたものであった（最大偏差〇・一四九%、最大較差約一対一・〇〇一五、人口差六九六人）が、州法の区割りを基本としつつも、多くのカウンティを横断する形で画定されていた。その後、原告らは提案を修正し、州法の区割りにこだわらないもの (Plan C) 最大偏差〇・二八四%、最大較差約一対一・〇〇二八、人口差一三二八人）を再提案した。⁽¹⁷⁾ 地裁は Kirkpatrick 判決に依拠して、当該州法を違憲と宣言して、それに基づく選挙の実施を差し止め、新たに満足する区割りがなされない限り Plan C を裁判所による配分案として採用してこれに基づく選挙の実施を命じた。⁽¹⁸⁾ 被告側が上訴する（判決の執行停止が認められ、一九七二年の選挙は一九七一年の州法に基づき実施された）。

連邦最高裁は、Kirkpatrick 判決や Wells 判決に依拠し、較差は小規模ではあるものの、原告らが提案した配分案をみれば、その是正が不可避なものではなく、より数値的に平等な区割りがありうることを認めた。⁽¹⁹⁾ また、州が主張した現職と有権者間の既存の関係性を維持することで、連邦議会における州内の有権者の優先事項を維持することについて、最高裁もそれ自体を否定するものではないとするが、その点では較差の解消も含めた Plan B の方が優れていると述べている。⁽²⁰⁾

しかしながら、地裁が「B」を採用したことについて述べるに、「……制定法や憲法上の規定において、または州議会によって提案された再配分案において表明されたような州の政策や優先事項に連邦地裁が従うべきであるのと同様に、州の政策へ固執することが連邦憲法上の要件の後退とならないならば……連邦議会の議席再配分の文脈において、地裁は同様に州の政策を尊重すべきである。再配分の形成や再配分案間の選択において、地裁は州議会の任務を先取りすべきではなく、また『必要以上に州の政策に介入』すべきでもない」。さらに述べるに、「地裁は州の政策が憲法上の規範と矛盾せず、またそれ自体法的な異議に耐えうる場合、……救済形成において当該政策を尊重すべきである。地裁は州の政策の名のもとに、審理の対象とされ、または正されなければならない憲法上の侵害を救済するのに完全に十分なものを提供するのを自制すべきである」。そこで、Plan Bはより州法に配慮した提案であって、さらに Plan Cよりも人口較差を縮減するものであったため、Plan Cを採用したことにつき特段合理的な理由がなく Plan Bの採用が望ましいとして、Plan Cを採用した限りにおいて地裁判決を破棄し、差し戻した。

④ *Karcher v. Daggett*⁽¹³⁴⁾

ニュージャーシー州は、一九八〇年の国勢調査に基づき、一九八二年に新たな議席配分法を制定した。これに対し州民が、州知事、検事総長および州務長官を被告として、当該州法による人口較差（最大偏差〇・六九八％、最大較差約一対一・〇〇七、人口差三二七四人）⁽¹³⁵⁾が連邦憲法に違反するとの宣言と、当該州法に基づく選挙の実施を差し止めるインジャンクションを求めた。連邦地裁は、*Kirkpatrick* 判決に依拠して、他により人口較差を縮減させる選択肢があったことから、完全な平等性を達成させる誠実な努力にもかかわらず回避不能な結果ではなかったと結論付けて、当該州法の違憲を宣言し、当該州法に基づく選挙の実施を差し止めた上で、期限を定めて新たな議席配分法の制定を命じた。⁽¹³⁶⁾ 被告側が上訴する（判決の執行停止も認められた）。

連邦最高裁が争点を整理して述べるに、「裁判所は、選挙区間の人口の相違が平等な人口を有する選挙区を画定するための誠実な努力によって減少あるいは消滅させることができただろうか、を検討しなければならぬ。議席配分法に異議を唱える当事者は、この争点について立証負担を負わなければならないし、またその相違が回避されたことの立証に失敗したならば、当該配分枠組みは是認されなければならない。しかし、原告が人口上の相違は平等性を達成させる誠実な努力の結果ではなかったことを立証できたならば、州は選挙区間のそれぞれの深刻な偏差が一定の正当な目的達成のために必要であることの立証負担を負わなければならない⁽¹⁷⁾。そこで、最高裁は、自治体の組み換えによつて較差の縮減が比較的容易に達成されえたこと等から、原告側が最初の立証に成功していると判示する⁽¹⁸⁾。翻つて州側の立証に関して述べるに、White 判決や Gomillion 判決等に依拠して、「州議会の政策が、たとえ連邦議会議員の選挙区の人口において小規模な差異を求めるとしても、憲法規範に一致している限りにおいて、我々は進んでそれに配慮する……。一貫して適用された多くの議会の政策、例えば、選挙区のコンパクトさの確保、自治体の境界線の尊重、先の選挙区の中核の維持、および現職議員間の争いの回避は、一定の偏差を正当化しうるであろう。その基準が差別的ではない限りにおいて……。それらは全て、適切な証拠に基づき、小規模な人口上の逸脱を正当化しうる正当な目的である……。しかし、州は単に一般的な主張に依拠するよりも、特定の目的がその議席配分プランにおける具体的な逸脱を求めることを一定の具体性をもって立証しなければならぬ。正当化が求められる立証は厳格なものではなく、それは逸脱の規模、州側の利益の重要性、全体としての配分案がそれら利益を反映させる一貫性、およびそれら利益を實質的に支持するものの、依然としてより厳密に人口の平等性を確保する代替案の利用可能性に依存する。いきおい、逸脱が求められるかどうかは、事例ごとにそれら要素への注目を求める⁽¹⁹⁾」。そこで上告人たる州側は、正当化根拠として人種的小党派の投票力の維持を挙げるが、その政策に基づき配慮を要する選挙区と他の選挙区との

間の較差との因果関係を立証していないとしてこれを退け、地裁の判決を是認した。地裁が設定した期限が到来しても州議会は新たな区割法を制定できなかったため、原告の提案に基づく区割案（最大偏差〇・〇〇四七五%、最大較差約一対一・〇〇〇〇四七五、人口差二五人）を採用して、その実施を命じた。¹⁴¹

⑤ *Tennant v. Jefferson County Commission*¹⁴²

比較的近年の事例として、二〇一一年のウエストバージニア州の事案がある。本件において、州議会は二〇一〇年の国勢調査を踏まえ、翌二〇一一年に新たな議席配分法を制定した。これが一人一票原則に反するとして、Jeffersonカウンティ理事会とその理事が、州知事、州務長官、州上院議長（副知事）らを被告として、当該州法が連邦憲法に違反するとの宣言と、当該州法に基づく選挙の実施を差し止めるインジャンクションを求めた。州議会での議論においては、最終的に採用されたプランを含む九つの提案がなされており、より平等性を実現させたプランも多く提案されていたが（最も平等性を実現させたプラン（Perfect Plan）においては、最大偏差〇%、最大較差一対一・〇〇〇〇一六、人口差一人であった）、最終的に州議会は八番目に較差が低いものの、従来の選挙区の境界線を基本的に維持したものを採用した（最大偏差〇・七九%、最大較差約一対一・〇〇七九、人口差四八七一¹⁴³人）。州はKarcher判決に基づき逸脱を認める要素の存在を主張したが、連邦地裁は正当化できるものではないとしてこれを退け、さらに他の選択肢があり得たことから、当該州法が連邦憲法に違反するものであると宣言し、また当該州法に基づく選挙の実施を差し止め、期限を定めて立法措置を求めた。これに対して被告側が上訴した（判決の執行停止も認められた）。

連邦最高裁は、地裁によるKarcher判決に基づく考慮要素の適用が誤っているとす。まず、地裁は技術の進歩によって、より厳密に平等な選挙区の画定が可能であると判示していたが、技術の進歩がカウンティ間の人口較差を解消させるものではなく、「〇・七九%の較差は、当裁判所が「Karcher判決において」こうした小規模な欠陥が正当な州

の目的によって正当化されうると述べた一九八三年よりも今日において投票希釈を引き起こしてはいない」とする⁽¹⁴⁾。そして、考慮要素について、「我々の先例は、現職者間での競争や政治的下部機関の分割の回避が適法かつ中立的な州の区割政策であることにほとんど疑問を残さない……。多数意見は較差へのそれぞれの要素の『具体的で数値的に正確な程度』の寄与度について議会で認定を求め先例を引用していない……。また、州法は旧来の選挙区の境界線となるべく維持する立場をとり、地裁はその正当性を否定したが、「……我々の意見は、Karcher 判決による較差へのありうる正当化のリストが限定列举ではないことを明確にしていた……。選挙区間の人口転換を最小化させたいとの願望は、明確に適法で中立的な州の政策である」として、正当化根拠として既存の選挙区の維持が含まれることを認めた⁽¹⁵⁾。そこで、このような州の正当な利益をすべて達成させるものとして当該州法を選択したことが正当化されると結論付け、地裁が審理していなかった州憲法違反の主張に関して審理を進めさせるために事案を差し戻した⁽¹⁶⁾。

(iv) 許容される較差に関する事例 (州レベル)

前節の通り、連邦レベルにおいては厳格な平等人口原則が採用されるも、数値的な意味においては、その偏差の許容性は若干緩和される傾向にある。他方で、州レベルにおいては、Reynolds 判決が示すように、当初より連邦議会との相違が意識され、判例が展開されてきている。

① Mahan v. Howell⁽¹⁶⁾

バージニア州が一九七〇年の国勢調査に基づき翌一九七一年に制定した議席配分法に対し、その下院の較差(最大偏差一六・四%、最大較差約一対一・一八⁽¹⁷⁾)の平等保護条項違反等を主張した複数の訴訟が提起されたため、併合して審理がなされた。連邦地裁はこの偏差が一人一票原則に違反するものであり、またカウンティやシティの境界線を維持する必要性についての立証が不十分であるとして、完全な平等性を達成するための誠実な努力とはみなされないと

結論付け、裁判所が作成した中間的プランの実施を命じた。⁽¹⁵⁾

連邦最高裁は、Kirkpatrick判決に依拠して、較差是正に向けた誠実な努力がなされたにもかかわらず、回避できない較差を許容すべきかどうかを検討する。そこで、Reynolds判決に依拠して、選挙区間の人口の平等性については、よりも柔軟性が認められる点を確認する。その上で、「連邦憲法第一章第二条に基づく連邦議会の区割りにおける合憲性の唯一の基準は人口であるが、Reynolds判決……において列挙された考慮要素のゆえに、州議会の区割りにおいて、平等保護条項に基づき州により広い許容範囲が認められる。判例の二つの文脈間での二分論は一貫して維持されている。例えばKirkpatrick判決において較差について主張された正当化とは、既存の政治的下部機関の境界線に沿った形での連邦議会の区割りによって、政治的下部機関の分裂を回避しようとした州の試みの必然的な結果によるものであった⁽¹⁶⁾」。バージニア州では伝統的にカウンティ等の境界線を維持する政策が採られており、他方で地裁の中間的プランはこうした境界線を横断するものであった。そこで、下院に関して「バージニア州議会の区割りプランの合憲性は、Kirkpatrick判決やWells判決が連邦議会の再配分に適用可能とするより厳格な基準によつてではなく……代わりに、Reynolds判決において列挙された平等保護のテストによつて判断されるべきであった……」と結論付け、⁽¹⁷⁾そこで平等保護条項に基づき、州議会は実現可能な限り厳密に平等な人口を実現させる選挙区を作成する誠実な努力をなすよう求められ、また厳格な人口基準からの一定の逸脱が合理的な州の政策の実効化に伴うものである限りにおいて、その逸脱は憲法上許容されることを確認した。⁽¹⁸⁾ 加えて、本件での偏差はこれまでの事例に比して相当に小規模であり、許容限度の限界に近いがそれを超えるものではなく、平等性を犠牲としたものでもない⁽¹⁹⁾と結論付けて、下院に関する区割りは合憲であるとして地裁判決を破棄した。⁽²⁰⁾

② Gaffney v. Cummings⁽²⁰⁾

コネチカット州議会は、特別な委員会等を利用しつつ、一九七〇年の国勢調査に基づき翌一九七一年に新たな区割法を制定した。これに対して州民は、このプラン (Bard Plan) の人口較差 (上院につき、最大偏差一・八一%、最大較差約一対一・〇一八、下院につき、最大偏差七・八三%、最大較差約一対一・〇八二)⁽¹⁷⁾ が修正一四条に違反していること、州憲法上求められるタウンを基礎とした区割りが行われていないことを主張して、州務長官らを被告として、当該州法の違憲の宣言と、当該州法に基づく選挙の実施を差し止めるインジャンクションを求めた。連邦地裁は被告側に代替案の提出を促すが、提出されたものは裁判所を満足させるものではなかったため、当該州法が法の下の平等を否定し、投票力の希釈をもたらしたとして違憲と判示し、当該州法に基づく選挙の実施を差し止めた。さらに、憲法上の要件に合致した区割りを作成させるために特別主事の任命を行うものとしていた。⁽¹⁸⁾ 被告側が上訴する (判決の執行停止が認められ、一九七二年の選挙は当該プランに基づき実施された)。

連邦最高裁は、Malan 判決を引用して、連邦議会の選挙区割りと、州議会でのそれに適用される基準の相違を確認して述べるに、「我々は、州議会の事例において、選挙区における完全な人口の平等性からのあらゆる逸脱が、それがいかに小規模であっても、十分な州の正当化がなされなければ一応の平等保護違反を構成し、争点とされた再配分が無効とされることを求めるとは判示していなかった。また、我々はあらゆる州の再配分の事例においてそのように判示してこなかった」。ここにおいて、較差の程度もまた考慮要素になりうることを示唆する。⁽¹⁹⁾ そこで、投票権が相当な形式で他の市民に比して希釈された場合に、その権利が違憲に侵害されることになるとして、⁽¹⁰⁾ 続けて述べるに「今こそ、Reynolds 判決の厳格な合理性アプローチの文脈において、州議会の選挙区間における数学的な平等からの小規模な逸脱が州による正当化を求めることについて、修正一四条に基づき一応不公平な差別の事例をなすには不十分であることを認める時なのである」。⁽¹⁶⁾ ここにおいて、較差が非常に小幅にとどまる場合には、それが些細なものとして州へ

正当化を求めないことを認めたのである。

また、区割りの際に参照される連邦の国勢調査であっても、完全には実態を反映させるものではないことを指摘した上で、公平かつ実効的な代表を確保することは「きわめて重要で価値ある目的であるが、確かにその達成は、常識的な手法において、本件に関連する些細な人口偏差の消滅にかかっているといえるようなものではない。公平かつ実効的な代表は、選挙区間の多大な人口偏差によって破壊されうるが、こうした代表が選挙区の人口間での数学的な平等性にのみ依拠しているわけではない。他の考慮すべき関連要素や、州が正当に留意しうる他の重要な要素がある……。現実の過度な生の人口数、つまり選挙区における単なる定期的な人口調査の強調は、これら他の考慮要素を埋没させ、日々の活動において十分な代表と議席配分状況にとって重要となる要素を無視する……」。そこで、改めて司法と立法の役割について述べるに、「公平かつ実効的な代表という目的は、適合させるのが非常に困難であるがゆえに、再配分の業務を議会の手元から繰り返し取り上げ、……連邦裁判所が実施することになるような再配分の基準をなすことでは促進されない。そのまさに当初から我々が認めるに、再配分の業務は、基本的に『代表の性質に関する』選択をもつてなされなければならないものであり……主に政治的・立法的な過程でなされるものである……。我々は、誰も州議会における公平かつ実効的な代表をはく奪しているとは確信をもつて言いえないような国勢調査上の完全な人口の平等性からの相当に小規模な逸脱にもかかわらず、その逸脱の名の下に、修正一四条がさもなければ適切な州の意思決定に反復的に代置するよう求められているとは思わない」⁽¹⁶⁾。「当裁判所が再配分の事例の審決へと乗り出し、特に、そうすることで得るものが少ない場合に、政治の藪の危険性から自制しなかったとしても、それは当裁判所が手に負えない再配分の沼地にはまり込むべきであることを意味しない」⁽¹⁶⁾。そこで、本件での非常に低い偏差に鑑みれば不公平な差別はないとする。最後に「州が投票力に従って当事者に政治権力を公平に配分しようとし、また大

いに許容しうる制限内でそうすることに成功した場合、司法の利益は最も後退すべきである……」として地裁の判決を破棄した。

③ Brown v. Thomson⁽¹⁶⁾

ワイオミング州憲法は、上院について州内のカウンティに少なくとも一名の定数を配分することを規定しており、これに基づき議席配分が定められてきた。このうち人口の最も少ないNiobraraカウンティ(二九二四人)にも一名の議員が配分されるため⁽¹⁶⁾、州民は議席配分法が違憲であるとして、当該州法に基づき当該カウンティに議席を配分するのを差し止め、当該カウンティを近隣カウンティに併合すべきことを命ずるインジャンクションを求めた。連邦地裁は、Mahau判決やGaffney判決を引用し、議席配分法がカウンティの区域を維持するとの政策に基づくものであって、不公平な差別を構成するものではないとして請求を退けた⁽¹⁶⁾。原告側が上訴する。

連邦最高裁は、これまでの判例を振り返り、「我々の判例が確立してきたことに、一般原則として、一〇%以下の最大人口偏差を有する議席配分プランは、この小規模な逸脱の分類に含まれる」と述べる⁽¹⁶⁾。またMahau判決を引用して「究極的な問題とは、州議会によるプランが『合理的な州の政策を推進させるものであると合理的に述べられるかどうか』、またそうであるとして、『このプランの目的から引き起こされる選挙区間の人口較差が憲法上の限界を超えているかどうか』である」とする⁽¹⁷⁾。そして、本件における平等性からの逸脱は些細なものとは言えないが、州の成立以来、選挙区としてカウンティを利用し、カウンティに代表を確保させることは正当な州の関心事項によって支持されるものであつて、そこに恣意的なものや不当な動機はなく、その目的に必要な限りでの逸脱に止まるものと評価する⁽¹⁷⁾。確かに、Reynolds判決に照らせば、人口較差が非常に高ければ公平で実質的な代表を確保できないことになるが、「州の議席配分プランが平等保護条項に抵触するかどうかを決定する際に、人口較差の規模と共に、人口以外の

基準の適用の一貫性と、その効果の中立性が考慮されなければならない⁽¹⁷⁾。そこで、本件において検討するに、原告の求めるようにNiobraraカウンティから一議席をはく奪し、他のカウンティにと併合して選挙区を構成させたとしても、州全体では一議席が減少するにとどまり、その意味では些細な影響しか有しないと判示する⁽¹⁸⁾。そして結論付けるに、「我々は、二つのプラン間の相違がカウンティの区域を維持するというワイオミング州の長期的かつ正当な政策に基づき正当化されると信ずる……。特に……恣意や差別の気配がない場合……選出された代表を通じて活動する州の人民の政治的決定へ相当な敬讓が与えられるべきである。……これら状況において、我々はワイオミング州がNiobraraカウンティに自身の代表を認めることで修正一四条に違反しているとは説得されない⁽¹⁹⁾」として、地裁判決を是認した。

④ *Voinovich v. Quilter*⁽¹⁶⁾

Brown 判決は理想的な選挙区人口からの一〇%以下の偏差が些細なものとして許容されうることを示唆したが、この点について今一つ、オハイオ州の事例を見てみよう。

オハイオ州は、一九九〇年の国勢調査に基づき、州の議席配分委員会（共和党三名、民主党二名からなる）が新たな議席配分案の作成に取り掛かり、少数派が多数派となる選挙区（特定の少数派集団がその選挙区の多数派を占めるもの）を八つ創設する案を委員会に提出し、民主党の委員は反対したが多数決で承認された。そこで、反対していた民主党委員らが、当該配分プランが人種に基づき投票権の否定や価値毀損を引き起こす手法で投票資格等を定めることを禁じた投票権法二条等に違反するとして、共和党委員であった州知事、州務長官および州上院議長を被告として、しかるべき救済を求めた。連邦地裁は、このような選挙区の創設は、無制限に可能なものではないとし、委員会に二〇日以内での新たなプランの作成と、その正当性の立証を命じた⁽¹⁶⁾。委員会は新たなプランを提出したが、地裁はこれ

にも満足せず、特別主事を任命して配分プランを作成させることとした。ここで、地裁は当該プランによって生じている選挙区間の人口較差が平等保護条項に違反するとも判示していた⁽¹⁷⁾。さらに、地裁は州議会議員選挙の日程の再設定まで命じたが、被告側が上訴した(命令の執行停止も認められた)。

連邦最高裁は、地裁が議席配分そのものの適法性のみに着目し、その結果がどのような効果を有するかどうかについて判断しておらず、原告側もこうした立証に成功していないとする。そして、本件の事実には照らして差別的意図の存在や、投票権法二条違反は見出されないと地裁の判断が誤っているものと判示した⁽¹⁸⁾。

選挙区間の較差については、Brown判決を引用し、本件では一〇%を超える人口偏差が認められるため、Brown判決が明らかにした定式に基づく判断が求められるが、一〇%の逸脱があれば直ちに逸脱が許容されるものではないとする。すなわち「地裁は理想的な選挙区からの最大偏差が一〇%を超えることを認定している……。結果として、被告人は一応の差別がある事件を立証しており、また上告人はその偏差を正当化しよう求められる。上告人はまさにそれをしようと試み、その偏差がカウンティの境界線を維持するための州憲法上の政策の帰結であったことを主張した……。ゆえに地裁は……当該プランがカウンティの境界線を維持するという合理的な州の政策を推進するものと合理的に言うことができるかどうか、また、そうであるならば、このプランの遂行から引き起こされた選挙区間の人口較差が憲法上の限界を超えるものであるかどうか、を判断するよう求められた……。地裁は単に一〇%を超える全体的な逸脱が政治的の下部機関の境界線の維持という政策によつては正当化されないと判示していた。我々の判例法はこれとは全く異なるものである⁽¹⁹⁾」。そのため「地裁は理想的な選挙区の規模からの逸脱がBrown判決……やMahab判決……において利用された分析を利用して正当化されるかどうかを検討すべきである」として地裁判決を破棄して差し戻した⁽²⁰⁾。

差戻し後、地裁は改めて修正後のプランに基づく選挙区間の較差の問題について詳述し（上院について最大偏差一〇・五四%、最大較差は約一対一・一、下院について最大偏差一三・八一%、最大較差は約一対一・一五）、最大偏差が一〇%を超えるものであるから、州へその正当性の立証を求めた。そこで、州憲法上カウンティの境界線を維持することが求められたこと、理想的な数値からの偏差を前後5%に抑えることを基本として当該プランが作成されたことを認定した上で、最大偏差が Mahan 事件ほどの逸脱に至らないものであって、更に合理的な州の政策に裏付けられているものであることから当該プランの合憲性を認めた。⁽⁸³⁾

⑤ Cox v. Larios⁽⁸⁴⁾

二〇〇〇年の国勢調査に基づくジョージア州での連邦議会や州議会に関する議席配分法について、様々な観点から異議が唱えられ、その違憲宣言と実施の差し止めが求められた。その後、連邦地裁は被告側の略式での却下請求を認め、争点は当該州法が一人一票原則に適合するかどうかに絞られた。

選挙区間での人口較差（上院につき最大偏差九・九八%、最大較差約一対一・二〇五、下院につき最大偏差九・九八%、最大較差約一対一・〇二四、連邦議会下院については最大偏差〇・〇一%、最大較差約一対一・〇〇〇一）のうち、州議会については、民主党の党派的な考慮により、都市部寄りの区割りがなされたこと、そして民主党議員の再選を意図したものであったことを認定する⁽⁸⁵⁾。続けて述べるに、これまでの判例により「州の一定の地域の人民にその人口に対して不均衡な程度に立法権限を保持させるために逸脱を生み出したことは、明らかに違憲である……。さらに、現職者の保護は、現職者間での争いの回避に限定され、また継続的かつ非差別的な手法で適用された場合にのみ許容される人口上の逸脱理由である。州議会についての当該プランによる現職者保護はどちらの基準にも適合しない……。非常に単純なことに、州議会のプランは平等保護条項に違反する⁽⁸⁶⁾」。また、Gaffney 判決や Brown 判決に基づ

き、「一人一票原則に基づく州議会のプランへの異議を審理する際、連邦最高裁は立証負担の配分のためにいわゆる『一〇%ルール』を採用してきた」とするが、「一〇%以内の偏差について、州は議席配分プランが『実現可能な限り厳密に平等な人口を有する選挙区を画定する誠実な努力』の結果であったとの推定を受ける資格を有する……。しかし、これは反証可能なものである」と述べる。そして「要するに、州議会のプランは合憲の推定を受け、その推定を覆す原告の側に立証責任がある」として、一〇%以内の偏差が安全圏を意味するものではなく、あくまで立証負担の問題であることを示した。本件においては、当該プランの偏差が恣意的な活動によってもたらされたことを原告側が立証することに成功したものとし、結論として、州議会の両院の議席配分プランが平等保護条項に違反するものであって、当該プランに基づく選挙の実施を差し止めて、新たなプランの作成を命じた。被告側が上訴するが、連邦最高裁は略式でこれを退けている。その後、地裁は設定された期限までに新たなプランが作成されなかったことから、特別主事を任命して議席配分案を作成させ、それを若干修正したものを採用するよう命じた。⁽⁸⁸⁾

最高裁は、地裁が示した一〇%ルールの解釈について、特段何も述べてはいなかったが、略式での地裁判決の是認であったことから、一〇%以内のプランであつても一人一票原則に違反する可能性があることを認めているものと解されている。⁽⁸⁹⁾

⑥ Harris v. Arizona Independent Redistricting Commission ⁽⁹⁰⁾

一〇%以内の偏差であつても、不当な動機に基づく議席配分を違法とすることについてより明確に判断を示したものがあつた。アリゾナ州では二〇〇〇年に州民投票により州憲法が改正され、区割りについての独立委員会が設置された。二〇一〇年の国勢調査に基づき、当該委員会は新たな区割りを行い、二〇一二年に投票権法五条の承認も受けた。これに対し州民が、当該プランの偏差（最大偏差八・八%、最大較差約一対一・〇九二）が党派的理由によるものであ

り、一人一票原則に違反すると主張して、州務長官や区割り委員会等を被告として、当該プランが違憲であることの宣言と、それに基づく選挙の実施の差し止め、および委員会へ新たなプランの作成を命ずるインジャンクションを求めた。委員会の当初の案では、最大人口偏差は四・〇七%であったが、投票権法五条の事前承認を得るために、調整を行った結果として偏差が拡大したことから、地裁は「人口偏差が主に投票権法を遵守しようとする誠実な努力の結果であつて、また党派性がプラン作成において一定の役割を果たしたとしても、修正一四条に基づく異議は認められない」と結論付けた。⁽¹⁹⁾原告側が上訴する。

連邦最高裁がまず始めに述べるに、「州の認めたプランに異議を唱える者は、より確実に、一〇%以内の逸脱が、Reynolds判決やその後の判例において我々が言及してきた『正当な考慮』よりも、主に不当な議席再配分の要素の反映であることを立証しなければならない。厳格な数学上の平等性からの小規模な逸脱を正当に説明しうる要素の算定と比較が本来的に困難であることから、我々は一〇%以内の逸脱への異議が異例な場合において稀にしか成功しないと信ずる」⁽²⁰⁾。そして地裁の認定を支持して「結果として、より確実に、上告人は不当な考慮がこのプランの数学的に平等な選挙区からの逸脱（一〇%以内の逸脱）の背景にある支配的な動機であることを立証していない。結局、上告人は委員会のプランが、Reynolds判決や後の判例において解されたような平等保護条項に違反するものであることの立証に失敗している」⁽²¹⁾として、地裁の判決を是認した。なお、原告は一〇%以内の偏差であっても、平等保護条項に違反するものであるとした事例としてLarios判決を引用したが、当該事例において原告は自身の立証責任を果たしたためであるとし、本件の原告はそれに失敗していると述べている。⁽²²⁾

(4) 小括

以上、アメリカにおける投票価値の毀損に関する判例の展開を概観してきた。Baker 判決によって、投票価値の毀損に関する事件が司法判断適合的なものとされ、その後、Reynolds 判決に至って、一人一票原則が憲法上確立された。選挙権そのものの有無が問題とされてきた時代において、投票価値の問題は、いかなる投票方式を採用すべきかどうかという問題に包摂され、結果として議会の専権事項と目されてきた。しかしながら、選挙権の中核の確立、そして社会構造の転換（特に都市と地方の問題の顕在化）と相まって、投票価値の問題がそれとして認識されるようになり、ついにはそれが憲法上の保護を獲得するに至ったのである。

Reynolds 判決以後は、より事案に応じて、如何なる程度の議席配分が憲法上の要件をクリアするかどうかの検討と、その判断枠組みの精緻化が図られた。そこでは、連邦議会における区割りや議席配分と、州議会におけるそれとの質的な違いが強調され、前者については連邦憲法第一章第二条に基づき厳格な平等人口原則が適用される (Webbery 判決)。そして現実の人口較差については、その解消に向けた誠実な努力をなしたかどうか問題とされる。ただし、実質的な選挙区間での平等性が確保されていることを前提に、正当な州の政策を考慮した結果であることが立証された場合、現実の人口較差は正当化される (Kirpatrick 判決、Karcher 判決等)。他方、州議会に関しては、平等保護条項に基づき、すべての者にとって公平かつ実効的な代表を確保することが求められるが (Reynolds 判決)、連邦議会のそれに比して緩やかな平等人口原則が適用されている (Mahar 判決)。ここでも同様に、人口較差の解消に向けた誠実な努力をなしたかどうか検討され、正当な州の政策の考慮によるものが現実の人口較差への正当化根拠とされる (Gaffney 判決)。また、選挙区間での最大偏差が 10% 以下である場合、当該区割ないし議席配分における人口較差は些細なものとみなされるが (Brown 判決)、ただし、原告側が不正な動機等それを覆す立証に成功したのであれば、翻って州の側で人口較差が正当な州の政策に基づくものであることを立証する負担を負う

ことになる (Larios 判決、Harris 判決等)。

投票価値の不平等に対する救済としては、区割法や議席配分法の違法宣言と、それに基づく選挙の実施を差し止めるインジャンクションを求めるのが一般的となっている。さらに、選挙の実施が差し止められる場合、(事実審) 裁判所は管轄権を維持し、期限を付した上で新たな区割りや議席配分を命じる。そして期限内に適切な措置が取られなかった時には、当事者、裁判所自ら、または裁判所の任命した特別主事が作成した選出方式の実施を命ずることもある。他方で、次回の選挙が切迫している場合には、暫定的に違法と宣言された選出方式での実施を認め、加えて期限を付して新たな方式の作成を命ずる場合もある。前記の諸判決において何度となく確認してきたように、裁判所は、権利の実現に向けて積極的に関与するが、他方で、州へ再考の機会を十分に与える形で、もともと権限を有する州への配慮を欠かさない。ここにおいて、多様な要素を衡量して事案に応じ適切な措置をとるといふ、アメリカでの司法による救済付与における柔軟性が十分に発揮されているのである。

* 拙稿「権利実現と救済——較差是正訴訟の検討から(一)」神奈川法学四九巻一・二・三号(二〇一七年)三三〇頁
 一 二行目「Gomillion v. Grenn」は、正しくは「Gomillion v. Lightfoot」であり、お詫びして訂正いたします。

注

(一) 372 U.S. 368 (1963).

(二) この方式において、州内のカウンティは人口に応じて三つのカテゴリーに分類される。そして、それぞれに異なる数の州の下院議員が配分されており(人口の多いカテゴリーから順に三名、二名、一名、またカウンティには配分された議員一名につき二票が与

- (16) 連邦の議席配分法の変遷については、拙稿「権利実現と救済——較差是正訴訟の検討から(一)」神奈川法学四九卷一・二・三号(二〇一七年)三一一—三二七頁参照。
- (17) *Wesberry v. Vandiver*, 206 F. Supp. 276, 279 (1962).
- (18) See id. at 278.
- (19) See *Wesberry v. Sanders*, supra note 15, at 6-7.
- (20) Id. at 7-8.
- (21) Id. at 14.
- (22) Id. at 17.
- (23) Ga. Laws, 1964, p. 478.
- (24) *Wesberry v. Sanders*, supra note 15, at 24.
- (25) See id. at 26-27 (Harlan, J., dissenting).
- (26) See id. at 30-42.
- (27) See id. at 42-45.
- (28) See id. at 45-47.
- (29) See id. at 48.
- (30) Id. at 48. なおクラーク判事は、ハーラン判事による歴史の検討に基づいた一人一票原則の否定が説得的であるとしつつも、区割りについての救済が連邦議会の排他的権限とする点に同調せず、州議会が区割りについての検討を行っている最中であることを考慮して、強制的な救済を控えるべきであると示した。See id. at 18-20 (Clark, J., concurring in part and dissenting in part).
- (31) 377 U.S. 533 (1964).
- (32) 一九六〇年の国勢調査によれば、上院について、議員一人当たりの較差をみると、最大人口となる第一三選挙区たる Jefferson カウンティ(六三四八六四人)と、最小人口の第一六選挙区たる Lowndes カウンティ(一五四一七人)間では一対四・二となっていた。また、下院について、最大人口の Mobile カウンティ(一〇四七六七人)と、最小人口の Bullock カウンティ(六七三一人)間では一対一五・六となっていた。See *Sims v. Frink*, 208 F. Supp. 431, 446 (Appendix D, E) (1962).
- (33) See *Reynolds v. Sims*, supra note 31, at 538-542.
- (34) *Sims v. Frink*, supra note 32, at 433.

- (35) 第一改正案は、上院をカウンティ代表と位置付けたため、較差をさらに拡大させており、最大較差は「Jefferson カウンティ(六三四八六四人)と「Coosa カウンティ(二〇七六二人)間で約一对五九にもなった。他方、下院での較差は、定数一名の Houston カウンティ(五〇七一八人)と Coosa カウンティ間で約一对四・七となっていた。
- 第二改正案において、上院での較差は、単独で選挙区を構成する「Jefferson カウンティ」と、二つのカウンティ(Bibb と Perry)の合区である最小人口の選挙区(三二七一五人)間で約一对二〇となっていた。他方、下院での議員一人当たりの最大較差は「Jefferson カウンティ(五二九〇五人)と「Coosa カウンティ間で一对四・九となっていた。See id. at 443-446 (Appendix B, C, F).
- (36) Id. at 441.
- (37) See id. at 442.
- (38) See Reynolds v. Sims, supra note 31, at 554-555.
- (39) Id. at 561-562.
- (40) Id. at 562-563.
- (41) Id. at 565-566.
- (42) Id. at 566.
- (43) Id. at 577-578.
- (44) Id. at 579-580.
- (45) Id. at 581.
- (46) Id. at 585.
- (47) See id. at 585-587.
- (48) 差戻し後、州議会が迅速に対応しなかったため、一九六五年七月に連邦地裁が当事者へ代替案の提出を求めたことで、ようやく州議会は新たな配分法を可決した。上院については最大較差が一对一・四六に縮減したことからも、地裁はこうした措置を是認したが、下院についてはアフリカ系アメリカ人に対して差別的なものであるとしてこれを無効とし、代わりに複数名を選出する選挙区の創設を命じた。Sims v. Baggett 247 F. Supp. 96 (1965). See also Sims v. Amos, 336 F. Supp. 924, 931 (1972).
- (49) See Reynolds v. Sims, supra note 31, at 590-591 (Harlan, J., dissenting).
- (50) Id. at 621-622. この点には Wesberry 判決の反対意見においても主張されていた。すなわち、多数意見の示す「実現可能な限り厳密な」平等という基準を評するに、「州において選挙区間でどれほどの人口の相違が認められうるであろうか。この基準は絶対的なもの

- のであるのか、あるいは相対的なものであるのか。また後者であれば、関連する較差はどれほどであろうか。州内の選挙区の数は関連性を有するであろうか。多数派となる有権者や住民の数についてどうであろうか。関連する統計は州内の二つの選挙区間の最大較差であろうか、あるいは選挙区ごとの平均人口からの乖離であろうか、若しくは双方に限られないであろうか。州は実効的な代表の実践性や、直接的に関連する地域や自然的境界（河川や山脈）といった要素を考慮しようとするであろうか」。 *Wesberry v. Sanders*, supra note 15, at 21 n. 4 (Harlan, J., dissenting).
- (15) *Reynolds v. Sims*, supra note 31, at 624-625.
- (16) 377 U.S. 713 (1964).
- (17) See id. at 725-726; *Lisco v. McNichols*, 208 F. Supp. 471, 474-475 (1962).
- (18) See *Lisco v. McNichols* supra note 53, at 476-479.
- (19) See *Lucas v. Forty-Fourth General Assembly of Colorado*, supra note 52, at 726-729; *Lisco v. Love*, 219 F. Supp. 922, 935 (Appendix A-D) (1963). 上院は従来の選挙区を維持しようとしたが、複数の議員を配分されたカウンティは、その区域内において平等な人口数となる回数の上院選挙区（つまり小選挙区）を設置するものと考えられた。See id.
- (20) See id. at 927-933.
- (21) See *Lucas v. Forty-Fourth General Assembly of Colorado*, supra note 52, at 736-737.
- (22) See id. at 739.
- (23) *Lucas v. Forty-Fourth General Assembly of the State of Colorado*, 232 F. Supp. 797 (1964).
- (24) *Lucas v. Forty-Fourth General Assembly of Colorado*, supra note 52, at 744-745 (Stewart, J., dissenting).
- (25) See id. at 748-754.
- (26) 377 U.S. 633 (1964).
- (27) See id. at 648.
- (28) See *WMCA v. Simon*, 202 F. Supp. 741 (1962).
- (29) *WMCA v. Lomenzo*, supra note 62, at 655.
- (30) See *WMCA v. Lomenzo*, 238 F. Supp. 916 (1965).
- (31) 377 U.S. 656 (1964).
- (32) See id. at 664-666.

- (69) See Maryland Committee for Fair Representation v. Tawes, 229 Md. 406 (1962).
- (70) Maryland Committee for Fair Representation v. Tawes, *supra* note 67, at 675.
- (71) See *id.* at 676.
- (72) See Hughes v. Maryland Committee for Fair Representation, 241 Md. 471 (1966).
- (73) 377 U.S. 695 (1964).
- (74) See *id.* at 704-705.
- (75) See *id.* at 707.
- (76) See Sincocock v. Duffy, 215 F. Supp. 169 (1963).
- (77) Roman v. Sincocock, *supra* note 73, at 710.
- (78) See *id.* at 711-712.
- (79) See Sincocock v. Roman, 233 F. Supp. 615 (1964).
- (80) 377 U.S. 678 (1964).
- (81) See *id.* at 687-689.
- (82) See Mann v. Davis, 213 F. Supp. 577 (1962).
- (83) See Davis v. Mann, *supra* note 80, at 692-693.
- (84) See Mann v. Davis, 245 F. Supp. 241 (1965).
- (85) 379 U.S. 433 (1965).
- (86) See Toombs v. Fortson, 205 F. Supp. 248 (1962).
- (87) See Dorsey v. Fortson, 228 F. Supp. 259 (1964).
- (88) Fortson v. Dorsey, *supra* note 85, at 436.
- (89) 384 U.S. 73 (1966).
- (90) See Holt v. Richardson, 238 F. Supp. 468 (1965).
- (91) Burns v. Richardson, *supra* note 89, at 88-89.
- (92) *Id.* at 95.
- (93) Burns v. Gill, 316 F. Supp. 1285 (1970).

- (94) 385 U.S. 440 (1967).
- (95) See *Sobel v. Adams*, 208 F. Supp. 316, 317 (1962).
また、一九六〇年当時の各州の議会両院での選挙区間の較差および採用されていた選挙方式について、See Stephen Ansolabehere and James M. Snyder Jr., *THE END OF INEQUILITY: ONE PERSON, ONE VOTE AND THE TRANSFORMATION OF AMERICAN POLITICS*, 26-27, 50-51 (2008).
- (96) See *Sobel v. Adams*, supra note 95.
- (97) See *Swann v. Adams*, 214 F. Supp. 811 (1963).
- (98) See *Swann v. Adams*, 378 U.S. 553 (1964).
- (99) See *Swann v. Adams*, 383 U.S. 210 (1966).
- (100) See *Swann v. Adams*, 258 F. Supp. 819, 826 (1965).
アメリカでは、選挙区間の較差を表現するために参照される数値として、総人口を議員総数で除した数値を理想的な人口とし、そこからの偏差を参考にするのが主流となっている。そして、定数を一として、理想的な選挙区人口から人口が最も過剰な選挙区の偏差を、最も過少となる選挙区の偏差を加えた数値を最大偏差として較差を把握する指標として用いている。以下ではこの点について言及するところがある。
- (101) *Id.* at 827.
- (102) *Swann v. Adams*, supra note 94, at 443-444.
- (103) *Id.* at 447.
- (104) *Swann v. Adams*, 263 F. Supp. 225 (1967).
- (105) 394 U.S. 526 (1969).
- (106) See *Preisler v. The Secretary of State of Missouri*, 238 F. Supp. 187, 188 (1965).
- (107) See *id.* at 191.
- (108) See *Preisler v. The Secretary of State of Missouri*, 257 F. Supp. 953 (1966).
- (109) See *Preisler v. The Secretary of State of Missouri*, 279 F. Supp. 952 (1967).
- (110) See *Kirkpatrick v. Preisler*, supra note 105, at 530-531.
- (111) *Id.* at 531.

- (112) *Id.*
- (113) See *id.* at 532.
- (114) See *id.* at 533.
- (115) 前掲注(44)の本文参照。
- (116) See *Kirkpatrick v. Preisler*, *supra* note 105, at 535-536.
- (117) 一九七〇年の国勢調査によれば、一九六九年改正法は既に適切なものとはいいい難く(一対一・六一に拡大)、州民によってこの合憲性を争う訴訟が新たに提起された。連邦地裁は一九六九年改正法の違憲を宣言し、数度にわたり州議会へ是正の機会を与えたが、結局有効な手立てがなされなかったことから、自ら作成した区割り案に従った選挙の実施を命じた。Preisler v. Secretary of State of Missouri, 341 F. Supp. 1158 (1972).
- (118) 394 U.S. 542 (1969).
- (119) See *Wells v. Rockefeller*, 273 F. Supp. 984, 986-987 (1967).
- (120) See *id.* at 992.
- (121) See *Wells v. Rockefeller*, *supra* note 118, at 547 (Appendix).
- (122) *Wells v. Rockefeller*, 281 F. Supp. 821 (1968).
- (123) See *Wells v. Rockefeller*, *supra* note 118, at 546.
- (124) See *id.* at 547.
- (125) See *Wells v. Rockefeller*, 311 F. Supp. 48 (1970).
- (126) 412 U.S. 783 (1973).
- (127) 同前。See *id.* at 785-787.
- (128) See *id.* at 789.
- (129) See *id.* at 790-791.
- (130) See *id.* at 791-792.
- (131) *Id.* at 795.
- (132) *Id.* at 797.
- (133) やその後、被告側はPlan Bの採用について特段争いつつなごうとせぬ。See e.g., *Weiser v. White*, 505 F. 2d 912, 914 (1975).

- (134) 462 U.S. 725 (1983).
- (135) See *Daggett v. Kimmelman*, 535 F. Supp. 978, 981 (1982).
- (136) See *id.* at 983.
- (137) *Karcher v. Daggett*, *supra* note 134, at 730-731.
- (138) See *id.* at 731-740.
- (139) *Id.* at 740-741.
- (140) See *id.* at 742-743.
- (141) See *Daggett v. Kimmelman*, 580 F. Supp. 1259, 1264-1265 (1984). 最高裁判所は是認し得ず。See *Karcher v. Daggett*, 467 U.S. 1222 (1984).
- (142) 567 U.S. 758 (2012).
- (143) See *Jefferson County Commission v. Tennant*, 876 F. Supp. 2d 682, 685 (2012).
- (144) *Tennant v. Jefferson County Commission*, *supra* note 142, at 764.
- (145) *Id.*
- (146) *Id.* at 764-765.
- (147) その後、残る争点については、州裁判所で検討すべき事柄であるとして、被告側の請求に基づき州憲法違反の主張を退けた。See *Jefferson County Commission v. Tennant*, 2013 U.S. Dist. LEXIS 21592 (2013).
- (148) 410 U.S. 315 (1973).
- (149) See *Howell v. Mahan*, 330 F. Supp. 1138, 1139 (1971).
- (150) See *id.*
- (151) *Mahan v. Howell*, *supra* note 148, at 322.
- (152) *Id.* at 324.
- (153) See *id.* at 324-325.
- (154) See *id.* at 329.
- (155) 上院に於ては、海軍人口の算入について適切に配慮したものととして中間プランを是認した。See *id.* at 332.
- (156) 412 U.S. 735 (1973).

- (157) *Cummings v. Meskill*, 341 F. Supp. 139, 143-146 (1972).
- (158) See id. at 150.
- (159) *Gaffney v. Comings*, supra note 156, at 743.
- (160) See id. at 744.
- (161) Id. at 745.
- (162) Id. at 748-749.
- (163) Id. at 749.
- (164) Id. at 749-750.
- (165) Id. at 754.
- (166) 462 U.S. 835 (1983).
- (167) 例として一議席が配分されたカウンティ間における「一対三・二五の較差があった。See id. at 855 note 2 (Brennan, J., dissenting).
- (168) *Brown v. Thomson*, 536 F. Supp. 780 (1982).
- (169) *Brown v. Thomson*, supra note 166, at 842.
- (170) Id. at 843.
- (171) See id. at 843-844.
- (172) Id. at 845-846.
- (173) See id. at 846-847. 平均して一六%であり、最大で八九%となるが、一議席を減少させると平均して一三%、最大でも六六%の偏差を生ずる。See id.
- (174) Id. at 847-848.
- (175) 507 U.S. 146 (1993).
- (176) See *Quilter v. Voinovich*, 794 F. Supp. 695 (1992).
- (177) See *Quilter v. Voinovich*, 794 F. Supp. 756 (1992).
- (178) See *Quilter v. Voinovich*, 794 F. Supp. 760 (1992).
- (179) See *Voinovich v. Quilter*, supra note 175, at 154-160.

- (80) *Id.* at 161.
- (81) *Id.* at 162.
- (82) See *Quilter v. Voinovich*, 912 F. Supp. 1006 (1995).
- (83) 542 U.S. 947 (2004).
- (84) See *Larios v. Cox*, 300 F. Supp. 2d 1320, 1334 (2004).
- (85) *Id.* at 1338.
- (86) *Id.* at 1339.
- (87) *Id.* at 1340.
- (88) *Id.* at 1341.
- (89) See *Larios v. Cox*, 306 F. Supp. 2d 1212 (2004).
- (90) See Daniel Lowenstein, Richard Hasen, Daniel Tokaji, and Nicholas Stephanopoulos, ELECTION LAW CASES AND MATERIALS, 102 (6th ed. 2017).
- (91) 136 S. Ct. 1301 (2016).
- (92) *Harris v. Arizona Independent Redistricting Commission*, 993 F. Supp. 2d 1042, 1046 (2014).
- (93) *Harris v. Arizona Independent Redistricting Commission*, *supra* note 191, at 1307.
- (94) *Id.* at 1309.
- (95) *Id.* at 1310.